

農地中間管理機構関連2法案に関する要請

政府が今臨時国会に提出している「農地中間管理機構（以下「機構」）関連2法案」は、平成21年の農地制度改革を農業・農村の現場で推進する農業委員会組織が現場の課題を踏まえて政府・国会等へ提案した内容を含むものである。

しかし、政府の規制改革会議、産業競争力会議の意見を反映した結果、現在の地域農業を支えている農業者等の取り組みと、機構を活用した地域の自主的な農地利用調整が軽視され、構造改革の実現を期することが困難になるのではないかとの懸念が生じている。

中間機構等の法整備にあたっては、こうした現場の懸念を払拭し、地域の理解と協力のもとに農地利用集積と遊休農地の対策が推進されるよう下記事項を踏まえた検討を強く求めるものである。

記

1. 地域における推進体制づくりを重視すること

機構に十分な農地が貸し出され、機構から認定農業者や新規参入者などへ着実に農地が貸し付けられるためには、農地のある農業現場の農地所有者をはじめとする関係者の理解と協力が必要不可欠であることから、地域での話し合いや協議などの推進体制づくりを重視した仕組みとすること。

2. 機構への農地貸付希望者の掘り起こし活動の結果を尊重すること

- ① 機構が農地を借り受ける際には、安易に滞留防止を理由に借受を拒否することのないようにすること。特に、農業委員会が遊休農地対策の強化に基づき、農地所有者に対して意思確認を行い、機構への貸し付けを促す仕組みと矛盾が生じないようにすること。
- ② 機構が借り受けた農地について、相当な期間経過後も貸付けが見込めない時は、賃貸借等の契約解除を行うとしているが、離農して貸し付けた農地が解除された場合等は、農村現場での混乱と制度への不信が生じる恐れがある。このため、機構が借り受けた農地については、責任を持って保全管理を行うとともに、貸し付けの相手方を探す仕組みを構築すること。

3. 機構からの農地借受者の選定に当たっては認定農業者に代表される地域の担い手に十分配慮すること

- ① 機構から農地を貸し付ける際は、公募に応じた者のうち、認定農業者など、現に実績のある意欲的な担い手の規模拡大や面的集積に係る取り組みを阻害しないように十分配慮すること。
- ② 公募に応じた農外からの新規参入者や企業等を選定する場合、農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本構想に則した「認定農業者」となることを促し、農地のある地域との信頼関係を醸成することとする。

4. 公募に応じた農地の借り受け者は、農地法の地域調和要件の基準を満たすこととする

公募に応じた農地の借り入れ希望者は、地域で営農する以上、農業経営基盤強化促進法18条の利用権の設定をうける者が満たすべきとの要件に加え、平成21年の農地法改正で新設された、地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない（地域調和要件）等の、基準を満たすべきことを明確にすること。

5. 市町村が農用地利用配分計画の原案を作成する際は、必ず農業委員会の意見を聴くようにすること

市町村が農用地利用配分計画の原案を策定する際は、農地の所在、所有者等の情報を把握している農業委員会の意見を聞くことを必須事項とすること。

6. 農地基本台帳の法定化に当たっては、公開ルールなど他の法定台帳並の取り扱いとすること

農地基本台帳の法定化に当たり、「インターネットの利用その他方法により公表するもの」とされているが、事務処理、情報公開のルールについては他の法定台帳（登記簿、固定資産税台帳、住民基本台帳）と比較検討のうえ、公開にあたっては個人の権利や利益を害することの無いように留意すること。

7. 機構が現場で機能する財政措置を確保すること

機構の機能の十全な発揮と機構に関連する農業委員会組織の業務（農地情報の整備、貸し付け意向の掘り起こし、借り受け希望者の把握、貸し手と借り手のマッチング等）を円滑に実施するため、農地中間管理機構事業、並びに農業委員会の農地基本台帳及び農地の利用調整活動のための機構集積支援事業など必要な財源の確保に万全を期すこと。